

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注)「市町村」には、特別区を含む。

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
825	学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、構造改革特別区域基本方針別表1の817の事業を実施する場合に教員配置の弾力化が必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）第5条、第6条、中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）第5条、第6条に規定する「特別の事情」に該当するものとして、必ずしも同学年の児童生徒で一学級を編制する必要がなく、一人の教諭等が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることができることとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業の廃止について」（22文科初第1522号）	平成23年2月3日実施（措置済）	文部科学省
1303	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業	有害鳥獣捕獲の許可申請の取扱いについては、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、特区内では「銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に網猟免許及びわな猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に網猟免許及びわな猟免許を受けていない者を含むことができるものとする。この場合、網猟免許及びわな猟免許を受けていない者は、網猟免許及びわな猟免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。」と定めたとある。	全部	有害鳥獣捕獲の許可申請の取扱いについて、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」の変更を行い、法人に対する許可に当たっては、「銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。」と定めた。 ※この特例措置については、平成23年度中に全国展開される予定となっています。ただし、実際に特例措置の内容が実施可能となるのは、第11次都道府県鳥獣保護事業計画の策定後からとなるため、平成23年度末まではこの特例措置を活用した計画の申請・実施をすることが可能です。	鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針	平成23年度中に措置	環境省